

令和7年第9回筑西市教育委員会定例会会議録

招 集 日 時	令和7年9月18日（木） 午後2時00分 （開会：午後2時00分 から 閉会：午後2時20分）
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出 席 者	教育長：大森達也、教育長職務代理者：塚本真実、教育委員：草間武、教育委員：山口雅敏、教育委員：岡野陽子
欠 席 者	なし
傍 聴 者	1名
委員以外の出席者	教育部長：市塚文夫、副部長：吉原真由美、副部長：松本和能、副部長兼学務課長：稲川栄士、副部長兼指導課長：松山勝洋 義務教育学校整備課長：久保田敏行 学務課学校総務係課長補佐：稲葉美沙子、学務課学校総務係主任：根本知尋
議 案	報告第23号 工事請負契約の締結に係る議案の市議会提出について (筑西市立下館西中学校プール改築工事（建築工事）)
議事の概要	教 育 長： ただいまから、令和7年第9回筑西市教育委員会定例会を開会します。 それでは、日程2 報告事項に入ります。（1）令和7年第3回筑西市議会定例会について、事前にお送りした資料の中で、気になる点やご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。 続きまして、日程3 議事に入ります。報告第23号「工事請負契約の締結に係る議案の市議会提出について（筑西市立下館西中学校プール改築工事（建築工事）」、報告をお願いします。 義務教育学校整備課長： 報告第23号「工事請負契約の締結に係る議案の市議会提出について（筑西市立下館西中学校プール改築工事（建築工事）」、ご説明いたします。 こちらは、入札等スケジュールの都合上、前回の8月定例会終了後において連絡事項として事前にお知らせいたしました、筑西市立下館西中学校プール改築工事（建築工事）について、本日、報告議案として改めてご説明させていただくものになります。 令和7年8月8日付けで条件付き一般競争入札（電子入札）に付した、筑西市立下館西中学校プール改築工事（建築工事）について、下記により契約を締結するため、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容についてですが、1. 契約の目的：筑西市立下館西中学校プール改築工事（建築工事）、2. 契約金額：6億5,230万円、3. 契約の相手方：大内・アキラ特定建設工事共同企業体、代表構成員：筑西市小川1453番地、大内建設株式会社、構成員：筑西市成田321番地、アキラ建設株式会社、議案提出日：令和7年9月12日提出となります。

工事の概要について、主な部分をご説明いたします。工事名、金額、契約の相手方は、ただいま説明したとおりとなります。工事場所は、筑西市飯島600番地、筑西市立下館西中学校敷地内。工期は、本契約の効力を生ずる日の翌日から令和8年10月9日まで、となります。なお、工事の請負契約につきましては、8月8日公告、9月4日開札、9月8日に仮契約を締結しているところでございます。施設概要についてですが、構造・規模は、鉄骨造地上1階建て、延床面積が822.99㎡、建築面積が872.38㎡となります。25mプールで6コース、プール床面は、全面昇降式となっております。

下館西中学校のプールは、昭和45年に建設され、プール本体・設備ともに大変老朽化しているため、解体撤去し、小学校との共同利用を想定したプール整備を行い、教育環境の充実を図るものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、報告第23号「工事請負契約の締結に係る議案の市議会提出について（筑西市立下館西中学校プール改築工事（建築工事）」説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

草 間 委 員： 屋根は可動式とありますが、開閉するということでしょうか。

義務教育学校整備課長： はい、開閉するものとなります。熱が籠ってしまうことを避けるため、気候によって暖かい空気を逃がしたり、逆に閉じ込めることも可能となります。

草 間 委 員： 小学生も使用することを想定して、床も昇降式となっているのでしょうか。将来的に、小学校のプールはなくなってしまうのでしょうか。

義務教育学校整備課長： 小学生も安心して利用できるよう、昇降式のものを採用しています。

小学校のプールにつきましては、多くが昭和40年代に作ったものとなりますので、中学校に拠点校プールとして整備を進めることとしております。明野地区においては、義務教育学校として児童生徒が共用してプールを利用しておりますが、関城地区においては関城中、協和地区においては協和中、下館地区においては下館南中に拠点校プールを整備してまいり、今回は下館西中の整備を行うものとなります。

草 間 委 員： 拠点校プールを整備された中学校区にある小学校の児童がプールを利用する場合は、バスで送迎して利用する

ことになるということですね。

義務教育学校整備課長： お見込みのとおりです。

塚 本 委 員： 現在、拠点校プールとして整備を行った屋根付・可動式床のプールにおいて、整備後１～２年の内に不備があったという報告はあるのでしょうか。

教 育 部 長： 明野地区で整備したプールにおいて、整備後、コロナ禍の影響によりプールの利用を休止した期間があり、水に浮いた水錆びや水中にヘアピンが落ちていたことにより、床の稼働を行うチェーンが壊れてしまったということがありましたが、これを受け、プール稼働前のメンテナンスをしっかりと行うことにより、現時点での支障はないものと考えています。

塚 本 委 員： 引き続き子どもたちが安全にプールを利用できればと思います。
また、プールの利用は夏場が中心となると思うのですが、屋根は基本的に開けて授業をおこなっているのでしょうか。日光を浴びる環境も必要だと思うのですが。

義務教育学校整備課長： プールの利用期間は５月から１０月までとなっておりますので、夏場は熱が籠ってしまうため、屋根は開けて利用しているのではないかと考えられますが、気候の状況により利用期間の始まりと終わりのころは、屋根は閉めて利用しているかもしれません。

塚 本 委 員： 屋根があることで、雨の時もプールの授業ができるメリットも大きいと思います。ただ、小学生のうちは、気候や気温にもよると思いますが、陽の光を浴びる機会をなるべく作ってあげてほしいと思います。

教 育 部 長： プールの授業については、気温と水温の合計の温度によって授業の可否を判断しているため、屋根の開閉による空気の入れ替えで温度調整を行っていると思います。

教 育 長： 以前は、気温と水温の合計値が低く、プールの授業が行えなかった時もありましたが、ここ近年は、逆に合計値が高くなってしまい、プールに入れないというような状況です。屋根があることで、日差しを遮り温度の上昇を抑えることもできますので、引き続き、安全にプール授業を行えたらと思います。よろしいでしょうか。
続きまして、日程４ 協議に入ります。（１）その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いいたします。

草 間 委 員： 教員の研修について、以前は海外研修や先進校への視察研修などが活発に行われていましたが、時代も変わり、予算の兼ね合いもあるのかとは思いますが、研修が縮小されてしまったと思います。筑西市は、教育を取り巻く環

境として、給食費の無償化なども含めて、色々なことに取り組んでくれていると思うので、市としても教員の先進校への視察研修の機会を設けていただけたらと思っています。今後、協和地区でも義務教育学校を整備していくと思うので、教員がそういった義務教育学校を含めた先進校へ視察に赴くのも良いのではないのかと思うのですが。

教 育 長： 草間委員がおっしゃるように、昔は、教員の海外派遣を含めた研修が多数ありましたが、現在はそういった研修はなくなってしまいました。減少した背景には、予算ももちろんですが、派遣後の実績等、いろいろな課題があるのかと推測されます。これから義務教育学校を整備していくうえで、義務教育学校や先進校を視察し、メリット・デメリット、双方ともにしっかりと把握するということは良いことだと思います。今現在も、授業を見学しに行くなど、日帰りで視察をさせていただく機会がありますが、教員が研修に参加する際に、その教員が担う授業を代わりに行う教員がいらないため、ある程度の期間を設けて研修に行ってもらおうということが非常に厳しくなっているのが現状です。まず、教員のなり手不足を解消していかないと、教員が研修に行ける環境も整っていないのではないのでしょうか。そのためにも、教員の働き方改革を進めていく必要があるのではないかと思います。

草 間 委 員： 自分が教員時代に先進校を視察させていただき、教育に対する考え方についてとても刺激をもらった覚えがあります。筑西市は教育においても様々な取り組みを行っていると思うので、より良くなるよう、先進校視察を取り入れていただけたら良いのではないかと、提案させていただきました。

教 育 長： ありがとうございます。その他、よろしいでしょうか。
以上をもちまして、令和7年第9回筑西市教育委員会定例会を閉会します。